

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：アフリカ地域人獣共通感染症等の感染症対策に関する情報収集・確認調査(QCBS)

調達管理番号：20a00222

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」を基本とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年6月17日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年6月17日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域人獣共通感染症等の感染症対策に関する情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

- | |
|---|
| <p>(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。</p> <p>() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。</p> |
|---|

(4) 契約履行期間（予定）：2020年9月～2021年3月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

<p>新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。</p>

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outml@jica.go.jp

担当者：【契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp】

注) プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

人間開発部 保健第一グループ 第二チーム

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年7月8日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

- 上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者アドレス）
- 注1）電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。
- 注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年7月17日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）のみでの提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(3) 提出先・場所：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先に格納ください。

(4) 提出書類：プロポーザル
見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが</u> 、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても</u> 、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件は、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2020年8月4日（火） 10時半～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 208会議室

- 1競争参加者あたり1名の参加とさせていただきます。参加される方は身分証明書をお持ちください。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、公開による開封会を中止する場合があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年8月11日（火）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

➤ 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容

➤ 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容

➤ 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持つておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求められる場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 調査の背景・経緯

世界では多くの人々が感染症で死亡しており、新興・再興感染症の流行は人間の安全保障に脅威をもたらしている。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）、エボラウイルス感染症など突発的な感染症（多くは人獣共通感染症）や、既存の薬品の効果がなくなり治療が困難となる薬剤耐性（AMR：Antimicrobial resistance）は、保健医療の驚異であるのみならず経済・社会にも多大な影響を与えるものであり、国際的に喫緊の課題である。また、近年の2014年のエボラウイルス感染症の流行及びCOVID-19の流行により、特にアフリカ大陸における公衆衛生危機に対する備えと対応の強化の重要性が国際的にも強く認知されることとなった。

世界的にはそれら健康危機に対応するために国際保健規則（IHR：International Health Regulations）の遵守を目指し、そのためのコア能力の向上を図っている。日本政府も健康危機対応に向けたグローバルな取り組みを推進しており、2016年2月には「国際的脅威となる感染症対策強化のための基本方針・基本計画」を決定し、国際的な対応と国内対策の一体的推進や感染症発生国・地域に対する支援強化を表明した。

これらの流れを受け、当機構では本課題に対して、①感染症拠点検査室の機能強化、②感染症対策人材の育成、③地域・国際イニシアティブへの貢献を目指す「健康危機対応能力強化に向けたグローバル感染症対策人材育成・ネットワーク強化」（PREPARE：Partnership for Building Resilience against Public Health Emergencies through Advanced Research and Education）に取り組んでいる。また、アフリカでの地域拠点を定めて感染症対策を推進するアフリカ疾病管理予防センター（アフリカCDC：Africa Centres for Diseases Control and Prevention）、および感染症の多くを占め人間だけでなく家畜等への感染で経済的な影響も大きい人獣共通感染症対策やAMRの知見を持つ国際獣疫事務所（OIE：Office International des Epizooties（英文名称））とは、当機構は協力趣意書を締結して連携の強化を図っている。

PREPAREでの感染症対策人材の育成においては、アフリカでの長きにわたり協力実績があるガーナ野口記念医学研究所及びケニア中央医学研究所の他、近隣諸国への技術協力の拠点となるエジプトにおいて、それぞれ近隣諸国の感染症検査人材及び感染症対策官を対象として第三国研修を実施している。また、現在我が国が長い協力の経験があるザンビアにおいても同様の研修実施の検討を行っている。

こうしたPREPAREでの感染症対策人材育成の展開にあたり、現状と課題、協力ニーズ等を改めて分析する必要が生じている。かかる状況から、本調査業務では、既存の第三国研修の改善や新規研修計画立案のための基礎情報として、今般のCOVID-19の発生により変容した感染症対策の人材育成に関する情報収集を行い、報告書に取りまとめる。

2. 調査の範囲・目的

本調査は、アフリカ地域（主に南部アフリカ地域）における、主に感染症拠点ラボを中心とした人獣共通感染症等の感染症対策について、現状と課題、協力ニーズ、他の援助実施機関の協力動向を確認し、分析・整理することを目的とする。なお、分析結果を踏まえて、本分野で実施中及び実施予定の第三国研修の内容への具体的な提言も検討・整理する。

3. 調査実施上の留意事項

（1） 調査・分析項目

本調査では、感染症対策人材育成・ネットワーク強化の具体的な協力内容の検討に必要な情報として、健康危機対応に関連する下記の項目を中心に情報収集・整理を行うこととする。

- 1) 国際潮流及びアフリカの現状と課題
- 2) 対象国における健康危機対応システムと感染症対策拠点ラボの機能
- 3) 健康危機対応に対するパートナーの支援状況

- 4) 研修実施機関の協力の実績と現状
- 5) 帰国研修員（第三国研修・課題別研修・本邦研修）による研修へのフィードバック

(2) 基本的なセクター情報の収集方法

一般的に公開されている政策資料、文献資料、学術論文などについては、インターネット等を活用して効率的に収集すること。調査対象国の保健分野全般に関する基礎的な情報は、JICAの協力案件（無償資金協力、技術協力）の協力準備調査等の結果も活用して効率的に収集すること。また、他パートナーの支援状況や研修実施機関の実績と現状、研修ニーズに関する情報収集・分析にあたっては、資料・文献が十分に整備されていないことも想定されることから、その場合には、関係者などから聞き取り調査を行い、その結果を分析に反映させること。

(3) 調査対象サイト・施設

本調査では国内調査と現地調査を行う。国内調査の対象国は、主にアフリカ CDC が定める南部アフリカ地域各国（アンゴラ、ボツワナ、エスワティニ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国、ザンビア、ジンバブエ）及び 2019 年度にエジプトで実施した第三国研修への参加国（ブルキナファソ、カメルーン、チャド、ガボン、ケニア、マラウイ、ナイジェリア、南スーダン、タンザニア、ジンバブエ、ザンビア）を候補に 8 カ国程度を想定する。

現地調査は 2 回を想定し、第三国研修を実施中のエジプト、第三国研修の実施を検討しているザンビアに加えて、研修対象国となる計 4 カ国程度（国内調査等を通して対象国を選定）への訪問と、コンゴ共和国（WHO アフリカ地域事務局）、エチオピア（アフリカ CDC 本部）、マリ（OIE アフリカ地域事務局）への調査を想定する。

各国における調査対象サイト・施設は下記の通りを想定する。

- ・保健省
- ・感染症拠点ラボ
- ・アフリカ CDC 地域拠点
- ・その他、協調が検討される主要ドナー

(4) JICA 職員等の現地調査への参加

現地調査期間中、JICA から調査団員を派遣し現地調査の一部（関係省庁との協議等）へ参加する可能性がある。

(5) 現地調査時の便宜供与

関係機関との面談に係る設定については、必要に応じて当該国の JICA 現地事務所から連絡先の共有等の支援を受けられるものとする。

(6) 計画内容の確認プロセス

本調査結果は、実施中及び実施を予定している第三国研修の内容への反映を目的としていることを踏まえ、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で十分 JICA と協議すること。特に以下の段階においては、JICA 関係者が出席する協議を開催し、内容を確認することとする。

- 1) インセプションレポート作成時
調査項目、調査手法、スケジュールや関係資料について JICA と十分に協議・確認する。
- 2) 現地調査終了時
現地調査終了段階において、現地調査結果概要につき JICA 関係者へ説明し、具体的な第三国研修への提言について、案の提示、妥当性についての協議を行う。
- 3) 報告書（案）作成時
報告書の内容、調査結果の記載内容について、JICA と十分に協議・確認する。

4. 調査の内容

アフリカ地域における人獣共通感染症・AMR 対策を含む健康危機対応について、「報告書目次案」（別紙）に基づき、現状と課題、協力ニーズ、他の援助実施機関の協力動向を確認し、それらを踏ま

えて想定される効果的な第三国研修の内容への具体的な提言を検討・整理する。以下を目安とするが、より効率的・効果的な方法がある場合は、提案すること。

【国内準備作業（2020年9月中旬～10月下旬）】

(1) 関連資料・情報の収集・分析等

アフリカ地域（主に南部アフリカ地域）（3.（3）参照）の健康危機対応に関する既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討し、「報告書目次案」（別紙）に基づき、可能な限りこの段階で資料から読み取れる基礎情報と課題を明らかにする。また、現地ですらに収集する必要がある資料・情報、データをリストアップし、現地調査を要する国、詳細な調査内容、手法及びスケジュールを検討する。

また、帰国研修員による研修へのフィードバックに関する情報収集として、2019年度にエジプトで実施された第三国研修の参加者17名等を対象に、メールやオンライン等遠隔にできる手段を用いて質問指標調査及びインタビュー調査を行う。

(2) インセプションレポート（案）の作成

上記の結果及び調査の全体方針を取りまとめたインセプションレポート（案）を作成する。インセプションレポート（案）の内容は以下のとおり。

- ・ 調査背景、経緯
- ・ 調査目的
- ・ 調査方針
- ・ 調査内容と方法（作業項目、手法）
- ・ 作業計画（作業工程フローチャート、日程等）
- ・ 調査員の作業および作業期間
- ・ 調査実施体制（現地の体制、国内協力体制）
- ・ 提出する報告書とその目次案
- ・ JICAへの便宜供与依頼事項

(3) インセプションレポート（案）の説明・協議・最終化

人間開発部、調査国 JICA 事務所らと会議を開催し、インセプションレポート（案）の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、インセプションレポートを最終化し、JICA の承認を得る。

【現地調査（2020年11月上旬～12月上旬、2021年1月上旬～下旬）】

(1) インセプションレポートの説明及び調査国側との協議

(2) 情報収集・課題整理

対象国における健康危機対応に関する現状と課題について、ザンビア・エジプト及び、国内調査で選定された約4か国において、別紙「報告書目次案」の項目に基づき、既存資料から把握できた情報に加えて、現地で収集が必要な情報につき、聞き取り調査及び追加資料の入手・整理・分析を行い、協力ニーズの優先度の高い課題を特定する。

(3) 第三国研修内容への提言の検討

(2) で特定した課題と現地リソースをベースに、第三国研修の内容への提言（案）及び今後の健康危機対応に関連した技術協力の方向性（案）について検討する。なお、課題別研修コース、ガーナやケニアで実施中の類似内容の第三国研修等、関連する JICA 事業との相乗効果強化や、各研修・事業の特色や役割についての提言も含む。

(4) 現地調査結果報告書の作成、説明・協議

上記(1)～(3)の調査結果を踏まえ、本調査の結果を取り纏め、現地調査結果及び第三国研修内容への提言について、エジプト及びザンビアの JICA 関係者と協議する。

【国内整理作業（2021年2月上旬～2月下旬）】

(1) 最終報告書の作成、説明・協議

JICA と協議の上、本調査の結果を取りまとめ、別紙の項目に沿って最終報告書を作成する。

5. 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(4)を最終成果品とする。最終成果品の提出期限は、2021年2月28日を予定している。なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、調査対象機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

(1) 業務計画書（契約約款第2条及び共通仕様書第6条に基づくもの）

和文2部（簡易製本）、電子データ

(2) インセプションレポート

和文2部、英文2部（簡易製本）、電子データ

(3) 現地調査結果報告書

英文2部（簡易製本）、電子データ

(4) 最終報告書

和文3部、英文5部（製本）、CD-R（和文1枚、英文1枚）

報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。

別紙：報告書目次案

以上

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び JICA との協議に基づき、最終確定するものとする。

- (1) 国際潮流及びアフリカの健康危機対応に関する現状と課題
 - 1) 世界及びアフリカの感染症の概況（人獣共通感染症・AMR 含む）と課題
 - 2) 健康危機対応に関する国際的な動向（規定、政策、ガイドライン、特記すべき機関の役割等）
 - 3) 他の援助実施機関（WHO、世界銀行、アフリカ CDC、OIE、他国援助機関等）のアフリカ広域における健康危機対応に関する活動状況、実施中の案件及び予算等

- (2) 対象国における健康危機対応システムと感染症対策拠点ラボの機能
 - 1) 対象国の主要な保健指標と感染症指標・状況
 - 2) 対象国の保健医療セクターの概要
（保健医療関連指標、行政機構、人材、予算及びインフラの状況等）
 - 3) 対象国政府の感染症対策・健康危機対応（One Health・AMR に対する対策含む）に関する政策、国家計画等における位置づけ（政策文書、戦略、ガイドライン等）
 - 4) 対象国におけるサーベイランスシステムの概要
 - 5) 対象国における感染症対策拠点ラボの機能
（検査室連携体制（ネットワーク）の構造、検査・診断能力、バイオセーフティの状況、データ管理・報告体制の整備状況、資機材の充足状況、人員配置・体制、
 - 6) 臨床検査技師の教育体制（学校・資格等、卒後研修）等
 - 7) 関係各国間の感染症対策拠点ラボのネットワーク現状

- (3) 対象国における健康危機対応に対するパートナーの支援状況
 - 1) 過去の JICA 援助実績（技術協力案件、第三国研修・課題別研修・本邦研修の参加）
 - 2) 他の援助実施機関の対象国における協力動向（実績と計画）

- (4) エジプト及びザンビアの第三国研修実施機関の協力の実績と現状
 - 1) 研修実施機関におけるこれまでの JICA 援助実績
 - 2) 研修実施機関における他ドナーとの協力実績
 - 3) 研修実施機関でこれまで実施してきた研修内容
 - 4) 現状の研究実施機関としての現状・リソース（設備、資機材、人員など）

- (5) 帰国研修員（第三国研修・課題別研修・本邦研修）による研修へのフィードバック
 - 1) 帰国研修員から聴取された、活用されている研修内容
 - 2) 帰国研修員から聴取された、不足していたと考える研修内容

- (6) 協力ニーズの確認・特定
 - 1) アフリカ地域の健康危機対応（One Health、AMR に対する対策含む）における協力優先度の高い内容
 - 2) 健康危機対応を担う人材の育成、能力強化ニーズ

- (7) 第三国研修内容への提言
（6）の協力ニーズ及び（4）研修実施国におけるリソースを踏まえて、エジプトで実施中の第三国研修内容への改善案と、ザンビアで実施予定の第三国研修内容案。なお、課題別研修コース、ガーナやケニアで実施中の類似内容の第三国研修等、関連する JICA 事業との相乗効果の強化や、各研修・事業の特色や役割についての提言も含む。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：保健医療分野（特に感染症対策、保健システム強化）に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(9月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が10月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➢ 業務主任者／保健システム強化

➢ 感染症対策

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／保健システム強化）】

a) 類似業務経験の分野：保健システム強化に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域及び全途上国

c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 感染症対策】

a) 類似業務経験の分野：感染症対策に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域及び全途上国

c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2020年9月中旬より国内業務を開始し、2020年10月中旬を目途にインセプションレポートを提出し、その後2回の現地調査を行う。その後国内業務を継続し、2021年2月末までに最終報告書を作成・提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 6 人月 (M/M) (現地業務 約 3 M/M、国内業務 約 3 M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成 (及び格付案) は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成 (及び格付) を提案してください。

- ① 業務主任者/保健システム強化 (2号)
- ② 感染症対策 (3号)

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社 (共同企業体の場合は代表者) の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社 (共同企業体の場合は、代表者又は構成員) の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体 (個人の場合は本人の同意書) から同意書 (様式はありません。) を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印 (個人の場合は個人の印) 押印は省略可となります。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (QCBS方式対応版)」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合 (又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。

- 1) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積書に計上してください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。

1) 現地業務に係る直接経費（旅費（航空賃））： 4, 000千円

(4) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。

(5) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

6. 配布資料／閲覧資料等

(1) 配布資料

- エジプト第三国研修_2019年度実施 G. I.
- ザンビア第三国研修_G. I. 案

(2) 公開資料

関連情報として、当機構の関連分野における取り組みはウェブサイトでご覧可能です。

- 感染症対策に関する取り組み（テクニカルブリーフ） 一覧
(https://www.jica.go.jp/activities/issues/health/more_technical.html)
- 健康危機対応能力強化に向けたグローバル感染症対策人材育成・ネットワーク強化 (PREPARE)
(<https://www.jica.go.jp/activities/issues/health/ku57pq00002jvu85-att/prepare.pdf>)

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	0	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／保健システム強化</u>	(34)	()
ア) 類似業務の経験	13	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	6	
エ) 業務主任者等としての経験	7	
オ) その他学位、資格等	5	
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	()
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) 業務主任者等としての経験	—	
オ) その他学位、資格等	—	
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(0)	()
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制	—	
(2) 業務従事者の経験・能力： 感染症対策	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 1 業務名称 | 【案件名】 |
| 2 対象国名 | 【国名（地域名）】 |
| 3 履行期間 | 2000年00月00日から
2000年00月00日まで |
| 4 契約金額 | 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円) |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- （1）業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- （2）附属書Ⅰ「共通仕様書」
- （3）附属書Ⅱ「特記仕様書」
- （4）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- （1）監督職員：人間開発部 保健第一グループ 第二チームの課長
- （2）分任監督職員：なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第9条 業務関連ガイドライン
「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2018年5月）」を削除し、
「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS対応新方式）（2020年4月）」を挿入する。
- （2）第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。